

P2	3.新設する施設の概要 (3) 定員
文言修正	・ 次の定員を<u>目安</u>⇒次の定員を<u>下限として</u> ・ 収容人数を記載した表 <u>程度</u>⇒<u>以上</u>
追加事項	・ 参考資料として、直近3か年の在園児数と待機児童数を記載
P3	4.職員配置 (2) 保育教諭 ②
文言追加	・ 各学級に担任として専任の保育教諭を配置すること。保育教諭の職員数は、アからカまでの区分ごとに計算した員数（区分ごとに小数点第1位を切り上げた数）及びキ並びにクの必要数の合計人数以上とすること。<u>ただし、国や県の配置基準に改定があった場合には、その基準も満たすものとする。</u>
P6	6.保育・教育等の運営に関すること (7) その他の事項 ①
文言追加	・ 園の運営にあたっては、国籍、信条、社会的身分、経済的状況、<u>発達の程度、支援の必要性</u>等を理由に不当な取扱いをしないこと。<u>ただし、施設の設備等やむを得ない理由により園児の入所が困難と思われる場合については、本市と十分に協議したうえで判断するものとする。</u> 文末の文章を追加した理由は、障がいの程度により施設の設備上やむを得ない場合や看護師の準備ができていない場合など、園児の安全性を担保できない場合も考えられるためです。
P8	11.苦情対応、第三者評価等 (2)
文章追加	施設の管理運営や提供する保育サービスについて、保護者アンケート等を踏まえた自己評価を実施するとともに、認定こども園法施行規則第25条に規定する第三者評価を受審すること。 <u>また、保護者アンケートのアンケート項目などの内容については、三者協議会にて事前の協議を行うものとする。</u>
P9	12.報告・評価等 (5) 調査及び指導
文章追加	協定に基づき、認定こども園の管理・運営の適正を期するため、市長は、指定法人に対してその管理・運営及び経理の状況について定期または必要に応じて報告を求め、または調査し、必要な指導を行うものとする。 <u>なお、保護者アンケートの結果に対する市の対応については、本市と指定法人で協議のうえ、協定書に明記するものとする。</u>